

別表第1 消火器具の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 設置状況

ア 設置場所

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。

ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であること。

エ 耐震措置(転倒により消火薬剤が漏出するおそれのある消火器に限る。)

震動等による転倒を防止するための適当な措置が講じられていること。

(2) 表示及び標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく、所定のもので設けられていること。

(3) 消火器の外形

ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

ウ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。

エ 使用済みの表示装置

変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。

オ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

カ キャップ

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

キ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されていること。

ク ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあつては、ホーン握りの脱落がないこと。

ケ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。

コ 圧力調整器

変形、損傷等がないこと。

サ 安全弁

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

シ 保持装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせること。

ス 車輪(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。

セ ガス導入管(車載式消火器に限る。)

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

(4) 消火器の内部及び機能

消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち、製造年から3年(化学泡消火器にあつては設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全

栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあっては、抜取り方式により点検を行うことができる。

ア 本体容器及び内筒等

(ア) 本体容器

内面に腐食、防錆材料の脱落等がないこと。

(イ) 内筒等

損傷、腐食、漏れ等がないこと。

(ウ) 液面表示

明確にされていること。

イ 消火薬剤

(ア) 性状

変色、腐敗、沈澱物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては、固化がないこと。

(イ) 消火薬剤量

所定量あること。

ウ 加圧用ガス容器

著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あること。

エ カッター及び押し金具

変形、損傷等がなく、操作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動すること。

オ ホース

ホース及びホース接続部につまり等がないこと。

カ 開閉式ノズル及び切替式ノズル

開閉操作又は切替操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

正常に作動すること。

ク 使用済みの表示装置

正常に作動すること。

ケ 圧力調整器

正常に作動すること。

コ 安全弁及び減圧孔(排圧栓を含む。)

変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動すること。

サ 粉上り防止用封板

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

シ パッキン

変形、損傷、老化等がないこと。

ス サイホン管及びガス導入管

変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられていること。

セ ろ過網

損傷、腐食、つまり等がないこと。

ソ 放射能力

車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

(6) 簡易消火用具

ア 外形

水バケツ及び水槽に、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 水量等

水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩が規定量あること。

別表第11 自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

- (1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)
 - ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - イ 表示
適正であること。
 - ウ 端子電圧(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
規定値以上であること。
 - エ 切替装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
 - オ 充電装置(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。
 - カ 結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
- (2) 受信機及び中継器
 - ア 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - イ 外形
変形、損傷等がないこと。
 - ウ 表示
適正であること。
 - エ 警戒区域の表示装置
汚損、不鮮明な部分等がないこと。
 - オ 電圧計
変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。
 - カ スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
 - キ ヒューズ類
損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
 - ク 継電器(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
 - ケ 表示灯
正常に点灯すること。
 - コ 通話装置
受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。
 - サ 結線接続(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
 - シ 接地
著しい腐食、断線等がないこと。
 - ス 附属装置
火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
 - セ 火災表示等(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
 - (ア) 蓄積式
蓄積機能及び火災表示が適正であること。
 - (イ) アナログ式
火災表示が適正であること。
 - (ウ) 二信号式

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。

(エ) その他

火災表示が適正であること。

ソ 注意表示(アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

適正であること。

タ 回路導通(無線式の自動火災報知設備のうち無線によって信号を送受信する部分及び常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

チ 設定表示温度等(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)

感知器の設定表示温度等が適正であること。

ツ 感知器の作動等の表示(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

テ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(3) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

(ウ) 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(イ) 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。)

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。)

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器(遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る感知器に限る。)

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

(4) 発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(5) 音響装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

ウ 音圧等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞きとれること。

エ 鳴動

鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

(6) 蓄積機能(蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

イ アナログ式の自動火災報知設備にあつては、アに準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(7) 二信号機能(二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

(8) 自動試験機能(自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。)

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。)

イ 受信機の火災表示

ウ 受信機の注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)

エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路

オ 感知器

カ 感知器回路及びベル回路(無線式の自動火災報知設備のうち、無線によって信号を送受信する部分を除く。)

(9) 無線機能(無線式の自動火災報知設備に限る。)

無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動

機能が正常であること。

(2) 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

- (3) 地区音響装置の音圧
規定値以上であること。
- (4) 総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)
非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)及び音響装置の鳴動が正常であること。

別表第14 非常警報器具及び設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 表示

適正であること。

(エ) 機能

押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

(エ) スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(オ) ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ ベル及びサイレン

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- (イ) 取付状態
脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
- (ウ) 音圧等
音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。
- (エ) 鳴動
鳴動方式どおり鳴動すること。
- エ 表示灯
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。
- (3) 放送設備
 - ア 起動装置
 - (ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、起動装置である旨の表示が適正であること。
 - (イ) 外形
変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
 - (ウ) 押しボタン等
機能が正常であること。
 - (エ) 自動火災報知設備の発信機及び非常電話
起動が確実にされ、かつ、非常電話にあっては、親機の呼出し音及び相互通話が明瞭であること。
 - (オ) 自動火災報知設備との連動(連動する放送設備に限る。)
自動火災報知設備から起動のための信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないこと。
 - イ 増幅器、操作部及び遠隔操作器
 - (ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (イ) 外形
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
 - (ウ) 表示
適正であること。
 - (エ) 電圧計
変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。
 - (オ) スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
 - (カ) 保護板
変形、損傷、脱落等がないこと。
 - (キ) ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
 - (ク) 継電器
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
 - (ケ) 計器類
電圧計及び出力計が正常に作動すること。
 - (コ) 表示灯
正常に点灯すること。
 - (サ) 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
 - (シ) 接地
著しい腐食、断線等がないこと。
 - (ス) 回路選択
選択した操作回路及び関連する階別作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯すること。
 - (セ) 2以上の操作部又は遠隔操作器(2以上の操作部又は遠隔操作器を設けている放送設備

に限る。)

同時作動及び同時通話ができること。

(ソ) 遠隔操作器の連動(遠隔操作器を設けている放送設備に限る。)

双方の継電器、モニター、出力計等が正常に作動すること。

(タ) 非常用放送切替

一般放送から非常用放送に確実に切り替わり、かつ、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動すること。

(チ) 地震動予報等に係る放送切替

地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送に切り替わり、正常に作動すること。

(ツ) 回路短絡

回路が短絡した場合に、短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないこと。

(テ) 音声警報音(音声警報音を発する放送設備に限る。)

感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送が正常であること。

(ト) 火災音信号(火災音信号を発する放送設備に限る。)

音響が正常であること。

(ナ) マイクロホン(音声警報音を発する放送設備に限る。)

マイクロホンを作動したときに自動的に音声警報音が停止すること。

(二) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ スピーカー

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動

鳴動方式どおり鳴動すること。

(オ) 音量調整器

非常用放送に支障がないこと。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(4) 警鐘及びゴング等

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 機能

正常であること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 音響装置及びスピーカーの音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置若しくは操作部又は遠隔操作器を操作した場合又は自動火災報知設備から起動のための信号を受信した場合に、火災表示並びに音響装置及びスピーカーの鳴動が正常であること。

別表第16 誘導灯及び誘導標識の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 誘導灯

ア 外箱及び表示面

(ア) 種類

所定の種類のもものが適正に設置されていること。

(イ) 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

(ウ) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

(エ) 表示

適正であること。

イ 非常電源(内蔵型のものに限る。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

エ 点検スイッチ

変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。

オ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のもものが使用されていること。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

キ 信号装置等(消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ウ) 機能

正常であること。

(2) 誘導標識

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

イ 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

ウ 採光又は照明

識別に十分な明るさがあること。

エ 表示面の輝度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

劣化による輝度の減衰がないこと。

オ 設置場所の照度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

十分な照度を確保していること。

カ ヒューズ類(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のもものが使用されていること。

キ 結線接続(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ク 電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 表示

適正であること。

（ウ） 機能

正常であること。